

有田市移住支援金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

有田市長 玉 木 久 登

有田市訓令第17号

有田市移住支援金交付要綱の一部を改正する要綱

有田市移住支援金交付要綱（令和元年訓令第57号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「有田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を「有田市デジタル田園都市構想総合戦略」に改める。

第 2 条第 1 号アただし書中「不利地域」の次に「（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年から令和 2 年の人口減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）」を、「（在住し）」の次に「つつ」を加え、「及び」を削り、「した者」の次に「（ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。）」を加え、「当該」を「修業年限を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限とする。）として」に、「を含め期間を算定」を「も本事業の移住元としての対象期間と」に改め、同号ア（ア）中「以上、東京23区」の次に「内」を加え、「（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）」を削り、同号イ（イ）中「3 か月以上」を削り、同号ウ（イ）中「永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、」を「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第71号）に定める」に改め、同号ウ中（ウ）を（エ）とし、（イ）の次に次のように加える。

（ウ） 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、都道府県及び市町村が認める場合を除く。

第 2 条第 2 号ア（イ）中「和歌山県マッチング支援事業における和歌山県就活支援サイト（以下「マッチングサイト」という。）」を「ウェブサイト「はたらコーデわかやま」」に

改め、同号ア（エ）中「し、申請時において連続して3か月以上在職」を削り、同号ア（オ）中「マッチングサイト」を「ウェブサイト「はたらコーデわかやま」」に改め、同号イ（イ）中「し、申請時において連続して3か月以上在職」を削り、同条第3号ア中「かつ、」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない。）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

第2条第5号イ本文中、「起業、就農」を「起業」に改め、同号イただし書中「とし、就農の場合にあっては、自ら農業を営んでいること又は有田市農業次世代人材投資事業（定住型）を受けていること」を削り、同号に次のように加える。

ウ 農林水産業に就業する者

第4条第2号中「移住支援事業に係る就業証明書（様式第2号）」を「移住支援事業に係る就業証明書（一般・専門人材用）（様式第2号）」に、同条第3号中「移住支援事業に係る就業証明書（様式第3号）」を「移住支援事業に係る就業証明書（テレワーク用）（様式第3号）」及び移住支援事業に係る就業時間の申告書（テレワーク用）（様式第4号）」に改め、同条第5号イを削り、同号ウを同号イとし、同号エを削り、同号に次のように加える。

ウ 移住支援事業に係る就業証明書（関係人口用）（様式第5号）

第4条第8号中「様式第4号」を「様式第6号」に改める。

第5条第1項中「様式第5号」を「様式第7号」に改める。

第6条第1項中「様式第6号」を「様式第8号」に改める。

第8条第1項第1号イ中「の間」を削り、同項第2号中「未満」を「以内」に改める。
様式第2号から様式第6号までを次のように改める。

年 月 日

有田市長

所在地

事業名

代表者名

電話番号

担当者

移住支援事業に係る就業証明書（一般・専門人材用）

和歌山県マッチング支援事業、起業支援事業及び移住支援事業の実施要領に基づき、次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載求人の場合	3 親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない ----- ☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的人材マッチング事業

和歌山県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、和歌山県及び有田市の求めに応じて、同和歌山県及び有田市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

有田市長

所在地

事業名

代表者名

電話番号

担当者

移住支援事業に係る就業証明書（テレワーク用）

和歌山県マッチング支援事業、起業支援事業及び移住支援事業の実施要領に基づき、次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所 （移住前）	
勤務者住所 （移住後）	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
交付金による 資金提供	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ (地方創生テレワーク型))又はその前歴事業による資金提供をしてい ない

和歌山県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、和歌山県及び有田市の求めに応じて、同和歌山県及び有田市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

有田市長 様

申請者名

居 住 地

移住支援事業に係る就業時間の申告書（テレワーク用）

下記のとおり事実であることを証明します。

記

就労開始日	年 月 日		
就労時間 (固定就労の場合)	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間 時間 (うち休憩時間 分)	
	就労日数	☐ 月間 ☐ 週間 日	
	平日 時 分	～	時 分 (うち休憩時間 分)
	土曜 時 分	～	時 分 (うち休憩時間 分)
	日祝 時 分	～	時 分 (うち休憩時間 分)
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間 時間 (うち休憩時間 分)	
	就労日数	☐ 月間 ☐ 週間 日	
	主な就労時間帯	時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分)	
就労実績 (直近 3 カ月)	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月
特記事項(備考)			

年 月 日

有田市長

所在地

事業名

代表者名

電話番号

担当者

移住支援事業に係る就業証明書（関係人口用）

和歌山県マッチング支援事業、起業支援事業及び移住支援事業の実施要領に基づき、次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
地域の担い手確保に関する要件	☐ 農林水産業への就業である

和歌山県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、和歌山県及び有田市の求めに応じて、同和歌山県及び有田市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書

移住支援金の交付申請にあたり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項

（１）移住支援事業の関する報告及び立ち入り調査について、本市から求められた場合には、それに応じます。

（２）次の場合には、有田市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

ア 移住支援金の申請にあたって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合	全額
イ 移住支援金の申請日から３年未満に本市以外の市区町村に転出した場合	全額
ウ 移住支援金の申請日から３年以上５年以内に本市以外の市区町村に転出した場合	半額
エ 移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を失った場合	全額
オ 県実施要領に基づく企業支援金の交付決定を取り消された場合	全額
カ 報告及び立ち入り調査に応じない場合	全額

（３）上記（２）イからオまでの条件を充足することが困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けます。

2 同意事項

（１）上記１（２）の誓約事項が遵守されているか確認するため、本市が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。

（２）本市が、個人情報について、都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

年 月 日

有田市長

申請者 住所

氏名

様式第 6 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第 7 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

有田市長

有田市移住支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記支援金については、下記のとおり交付決定を行ったので、有田市移住支援金交付要綱第 5 条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 その他

年 月 日

有田市長

住 所

氏 名

印

電話番号

有田市移住支援金交付請求書

有田市移住支援金交付要綱第6条の規定により、移住支援金を請求します。

交付決定年月日	年 月 日	交付決定 番号	第 号				
交付決定金額	金 円						
交付請求額	円						
振込先	金融機関						
	支店名						
	口座番号	普通・当座					
	フリガナ						
	口座名義						

付 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の有田市移住支援金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の移住者について適用し、同日前の移住者については、なお従前の例による。